ISO14001入門説明会

～審査登録手順とISOの有効性および活用について～



2023.5.18

一般社団法人　日本能率協会審査登録センター
（JMAQA）

目次

1. ISOとは？
2. ISO14001とはどんな規格か？
3. 認証取得までの流れは？
4. 審査登録の流れは？
5. 審査機関の選び方
6. JMAQA審査の特徴

1. ISOとは？

ＩＳＯ国際標準（規格）とは・・・

- **国際標準化機構**（International Organization for Standardization）
- スイス･ジュネーブに本部を置く非政府組織の国際機関
- 1947年設立。165ヶ国から構成。ギリシャ語で“等しい”という意味の“isos”が語源。（総規格数：24,610：2022年12月現在）
- **製品やｻｰﾋﾞｽの国際交易を容易**にし、**規格の標準化**を促進

＜規格の例＞

① **製品規格** ー 工業製品の標準化
　・ISOねじ　・カードのサイズ



② **マネジメントシステム規格** ー マネジメントシステムの標準化
　・ISO 9001（品質マネジメントシステム）
　・ISO14001（環境マネジメントシステム）

本日のテーマはこちら

いわゆる“ISO”とは？

- **ISOにより制定された国際規格と**第三者審査登録制度が結びつき、

 ◆組織の活動が国際規格に基づいていることを、

 ①客観性、②透明性、③公平性

 の点から、第三者審査登録機関が審査を通じて、顧客と社会に対し信頼感をあたえ、

 組織自らが持続的に発展することを目指す制度。

ＩＳＯマネジメントシステムの特徴（１）

① マネジメントシステムの国際規格

品質マネジメントシステム（ISO9001）

環境マネジメントシステム（ISO14001）

② 民間規格

民間の、民間による、民間のための規格

強制規格ではない

③ PDCAサイクルの採用

Ｐ（計画）→ Ｄ（実行）→ Ｃ（確認）→ Ａ（改善）

ＩＳＯマネジメントシステムの特徴（２）

④「安心感」の最低保証

ISO9001

顧客に対し、品質上の安心感を最低保証

ISO14001

利害関係者に対し、環境上の安心感を最低保証

⑤ 第三者認証（審査登録制度）

企業のマネジメントシステムを、第三者（審査登録機関）が審査し、登録・公表する

⑥「継続的改善」

認証取得（審査登録）がスタートライン

環境マネジメントシステム　国内　業種別登録

- 2023年5月現在の登録件数：20,826件（JAB　HPより）

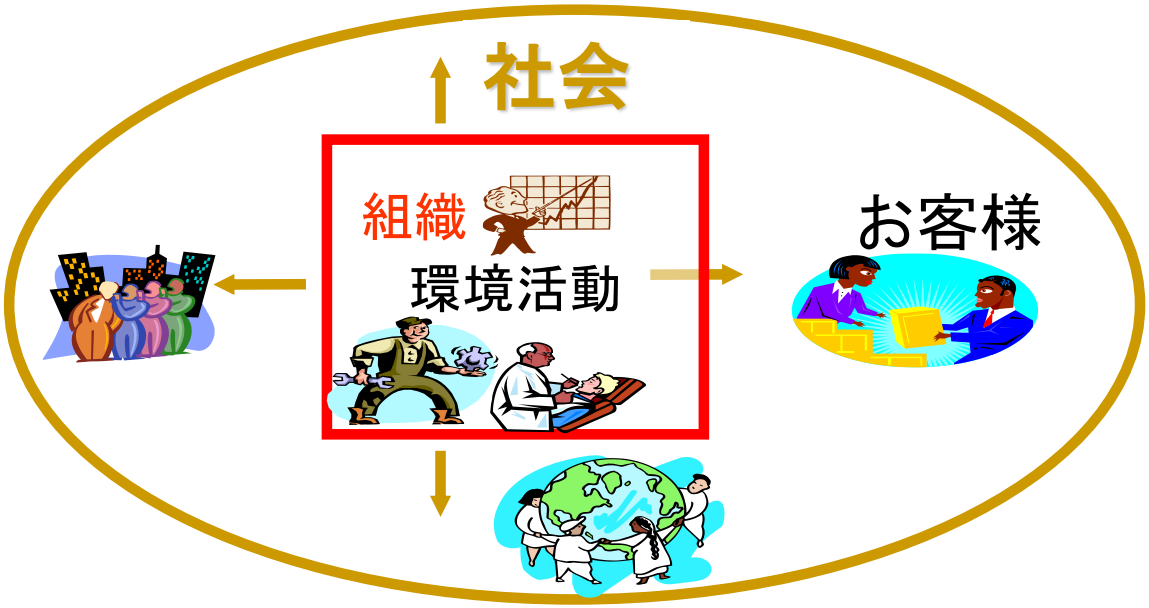
1 農業、林業、漁業	27	11 核燃料	2	21 航空宇宙産業	26	31 輸送、倉庫、通信	467
2 鉱業、採石業	28	12 化学薬品、化学製品及び繊維	962	22 その他輸送装置	698	32 金融、保険、不動産、賃貸	171
3 食料品、飲料、タバコ	291	13 医薬品	138	23 他の分類に属さない製造業	140	33 情報技術	309
4 織物、繊維製品	148	14 ゴム製品、プラスチック製品	1,420	24 再生業	836	34 エンジニアリング、研究開発	922
5 皮革、皮革製品	7	15 非金属鉱物製品	235	25 電力供給	56	35 その他専門的サービス	581
6 木材、木製品	81	16 コンクリート、セメント、石灰、石こう他	130	26 ガス供給	9	36 公共行政	32
7 パルプ、紙、紙製品	266	17 基礎金属、加工金属製品	2,926	27 給水	17	37 教育	25
8 出版業	5	18 機械、装置	1,302	28 建設	3,213	38 医療及び社会事業	28
9 印刷業	236	19 電気的及び光学的装置	1,824	29 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業	1,818	39 その他社会的・個人的サービス	1,354
10 コークス及び精製石油製品の製造	32	20 造船業	27	30 ホテル、レストラン	37	計	20,826

2. ISO14001とはどんな規格か？

ISO14001の目的は？

- ISO14001の目的は、社会経済的ニーズとバランスを取りながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための枠組みを組織に提供することである。

 環境マネジメントシステムに関して設定する意図した成果を達成することを可能にする要求事項を規定している。



ISO14001・EMSで環境に取り組むメリット

① 重点主義で優先順位を決めて実施できる

② ポイントが見える－効果が見えやすい

③ 弱点が見える－チェックの仕組み

④ 改善・工夫が”仕組み”に落とし込まれるので、
安定的に、安心して、楽に維持できる

⑤ 上記により、再発防止と予防処置が確実になる

©JMAQA

ISO14001:2015　規格要求事項の概要

序文
1　適用範囲
2　引用規格
3　用語及び定義
4　組織の状況
4.1　組織及びその状況の理解
4.2　利害関係者のニーズ及び期待の理解
4.3　環境マネジメントシステムの適用範囲の決定
4.4　環境マネジメントシステム
5　リーダシップ
5.1　リーダシップ及びコミットメント
5.2　環境方針
5.3　組織の役割、責任及び権限
6　計画
6.1　リスク及び機会への取組み
6.1.1　一般
6.1.2　著しい環境側面
6.1.3　順守義務
6.1.4　取組みの計画策定
6.2　環境目的及びそれを達するための計画策定
6.2.1　環境目的
6.2.2　環境目的達成のための取組みの計画策定
7　支援
7.1　資源
7.2　力量
7.3　認識
7.4　コミュニケーション
7.4.1　一般
7.4.2　内部コミュニケーション
7.4.3　外部コミュニケーション
7.5　文書化した情報
7.5.1　一般
7.5.2　作成及び更新
7.5.3　文書化した情報の管理
8　運用
8.1　運用の計画及び管理
8.2　緊急事態への準備及び対応
9　パフォーマンス評価
9.1　監視、測定、分析及び評価
9.1.1　一般
9.1.2　順守評価
9.2.1　内部監査
9.2.2　内部監査プログラム
9.3　マネジメントレビュー
10　改善
10.1　一般
10.2　不適合及び是正処置
10.3　継続的改善
附属書 A(参考)この規格の利用の手引
附属書 B(参考)新旧規格の対応
附属書 C(参考)箇条3の用語のアルファベット順索引

ISO14001の効果　1

- **環境法令の順守管理がしやすい**
 - **箇条4.2**　利害関係者のニーズ及び期待の理解
 ニーズの1つが、組織の順守義務となるもの。
 - **箇条4.3**　環境マネジメントシステムの適用範囲の決定
 考慮事項の1つが、組織の順守義務となるもの。
 - **箇条5.2**　**環境法令**
 順守義務を満たすことへのコミットメントを含む。
 - **箇条6.1.1**　リスク及び機会への取組み：一般
 順守義務に関連する、リスク及び機会を決定する。
 - 箇条**6.1.3**　**順守義務**
 ・組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する。
 ・順守義務をそしきにどのように適用するか決定する。
 ・環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときにこれらの順守義務を考慮に入れる。
 ・順守義務に関する文書化した情報を維持する。

©JMAQA

ISO14001の効果　1

- **環境法令の順守管理がしやすい**
 - 箇条6.1.4　取組みの計画策定
 順守義務の取組み計画を策定する。
 - 箇条6.2.1　**環境目標**
 順守義務を考慮に入れ、環境目標を確立する。
 - 箇条7.2　**力量**
 順守義務を評価する人に必要な力量を決定。
 - 箇条7.3　**認識**
 順守義務を満たされないことの意味を認識する。
 - 箇条7.4.1　**コミュニケーション：一般**
 コミュニケーションプロセスを確立するとき、順守義務を考慮に入れる。
 - 箇条7.4.3　**外部コミュニケーション**
 順守義務による要求に従って、環境マネジメントシステムに関連する情報について**外部コミュニケーションを行う。**

©JMAQA

ISO14001の効果　1

- **環境法令の順守管理がしやすい**
 - 箇条7.5.1　文書化した情報：一般
 順守義務を満たしていることを実証する必要性。
 - 箇条9.1.1　監視、測定、分析及び評価：一般
 順守義務による要求に従って、関連する環境パフォーマンス情報について内部と外部の双方のコミュニケーションを行う。
 - 箇条9.1.2　順守評価
 順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセスを確立し、実施し、維持する。
 - **箇条9.3　マネジメントレビュー**
 マネジメントレビューは、順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待を考慮する。

©JMAQA

ISO14001の効果　2

- SDGsの関連がつけやすい
 - SDGsのゴールの中で環境側面及び環境関連法にかかわりがあるゴール

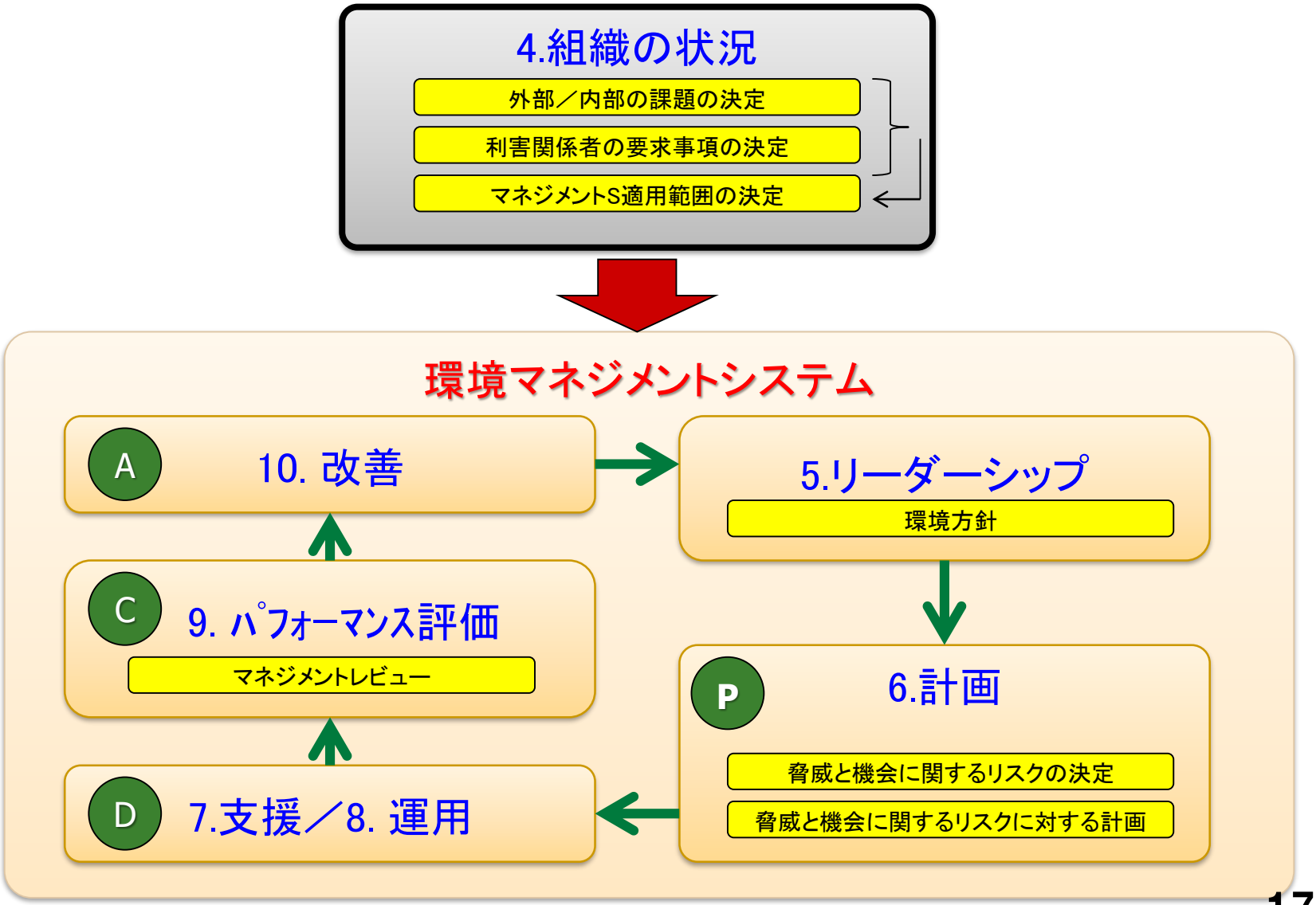
・ゴール3：すべての人に健康と福祉を
・ゴール6：安全な水とトイレを世界中に
・ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに
・ゴール11：住み続けられるまちづくりを
・ゴール12：つくる責任つかう責任
・ゴール13：気候変動に具体的な責任を
・ゴール14：海の豊かさを守ろう
・ゴール15：緑の豊かさを守ろう

これらを各組織の具体的な環境目標として、それを達成する為に、環境マネジメントシステムをツールとして使用する。

©JMAQA

ISO14001の規格関連図

組織の状況から“EMSを客観視”　　2015年版の構造



4. 組織の状況

己を知る

相手を知る

4.1 組織及びその状況の理解

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

4.3 環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの適用範囲の決定

⇒事業とMSの乖離をなくすこと

⇒ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑは経営上の課題に対応するもの

⇒まず「課題」を決定することが求められている

4.1 組織及びその状況の理解

組織は，組織の目的に関連し，かつ，その環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える，外部及び内部の課題を決定しなければならない。これらの課題には，組織から影響を与え得る又は組織の影響を受け得る環境状況を含む。

・組織の目的とは、企業活動は何のために行っているか
⇒社会に価値を提供する
⇒社会貢献
⇒事業領域

・EMSの意図した成果とは？
1）環境パフォーマンスの向上
2）順守義務への適合
3）環境目標の達成

・組織が環境に与える影響
⇒騒音、振動対策
⇒排水
⇒法規制

・環境が組織に与える影響
⇒地球温暖化・・・ゲリラ豪雨に対する対応

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は，次の事項を決定しなければならない。

－環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
－それらの利害関係者の，関連するニーズ及び期待（すなわち，要求事項）
－それらのニーズ及び期待のうち，順守義務となるもの

・利害関係者は、「顧客、地域、規制当局、NGO、投資家、従業員」等が想定
・EMSの利害関係者の決定（相手を知る）
・利害関係者の当社へのニーズと期待、及び順守すべきものは何かを決定

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

組織は，環境マネジメントシステムの適用範囲を定めるために，その境界及び適用可能性を決定しなければならない。

適用範囲を定めたら，著しい環境側面（6.1.2参照）をもつ可能性のある活動，製品及びサービスを，環境マネジメントシステムの適用範囲の中に含めなければならない。

環境マネジメントシステムの適用範囲は，文書化した情報として維持しなければならず，かつ，利害関係者がこれを入手できるようにしなければならない

※一部省略

ポイント：
・2004年版の、4.1一般要求事項の“適用範囲を定め、文書化すること”に対応。
・2004年版では、その過程が要求されていなかったが、2015年版ではその過程が、4.1と4.2で要求されている。
・適用範囲は、文書化が求められている。

ⓒ一般社団法人日本能率協会

4.4 環境マネジメントシステム

組織は，環境パフォーマンスを向上するため，この規格の要求事項に従って，必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む，環境マネジメントシステムを確立し，実施し，維持し，かつ，継続的に改善しなければならない。

環境マネジメントシステムを確立及び維持するとき，組織は，組織の状況についての知識を考慮しなければならない。

ポイント：
・2004年版の、4.1一般要求事項に対応する。
・但し、EMSの目的として、“環境パフォーマンスを向上するため“ということが要求事項として追加になった。 ⇒ 結果重視

ⓒ一般社団法人日本能率協会

5. リーダーシップ

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

- 環境方針及び環境目的を確立し、組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立すること
- 事業プロセスへの環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ要求事項を確実にする

⇒トップマネジメントの役割を明確化

⇒本来業務との乖離をなくすことをコミット

5. リーダーシップ

5.2 環境方針

- トップマネジメントが環境方針を確立
- 組織の目的や活動、環境影響を含む組織の状況に対して適切
- 汚染の予防、順守義務、継続的改善、環境保護等へのコミットメントを含む

※ 環境保護が追加

※文書化した情報として維持

※利害関係者が入手可能

5. リーダーシップ

5.3 組織の役割、責任及び権限

- トップマネジメントは責任及び権限が割り当てられ、組織に伝達されること

⇒従来の管理責任者

- 任命者は、マネジメントシステムが要求事項に適合することを確実にする
- パフォーマンスをトップマネジメントに報告する

6. 計画

6.1 リスク及び機会への取組み

6.1.1 一般

- 組織の課題、利害関係者のニーズ、システムの適用範囲を考慮し、リスク及び機会を決定
- リスク及び機会は環境側面、順守義務、課題・ニーズに関連する
- 「意図した成果の達成」、「好ましくない影響を防止、低減」、「継続的改善」を目的として決定

6. 計画

6.1 リスク及び機会への取組み

6.1.1 一般

- 潜在的な緊急事態を決定
- 下記を文書化
 - 取り組むべきリスク及び機会
 - プロセスが実施されるために必要な手順書

※リスクに基づく考え方

JISQ14001:2015の付属書によると、、、
リスク及び機会の一例
・労働者間の言語能力による業務手順を理解できないことによる環境への流出
・経済的制約による資源の欠如
・大気の質を改善し得る、政府の助成を利用した新しい技術の導入

※ 4.1～4.3を考慮したリスク及び機会の決定から目標への展開
4.1 組織の課題
⇒原料高によるエネルギー使用コストの増大
4.2 利害関係者
⇒顧客
4.2 利害関係者のニーズ
⇒価格競争力があり、かつ品質の高い製品の納入
6.1.1 リスク及び機会
⇒エネルギー使用量増大に伴う競争力の低下
6.2 目標
⇒デマンド管理、チョコ停対策、冷暖房、業務効率化

6. 計画

6.1.2 環境側面

- 管理できる環境側面及び組織が影響を及ぼすことができる環境側面と環境影響を特定
- ライフサイクルの視点を考慮
- 新規開発等の変化を考慮
- 緊急事態
- 有害な環境影響又は有益な環境影響に関連するリスク及び機会をもたらし得る

※ 環境影響とは？／環境側面とは？

環境側面(原因) → 環境影響（結果）

■ **環境側面（3.2.2）environmental aspect**

- 環境（3.2.1）と相互に作用する可能性のある、組織（3.1.4）の活動又は製品又はサービスの要素。
- 参考　著しい環境側面は、著しい環境影響（3.2.4）を与えるか又は与える可能性がある。

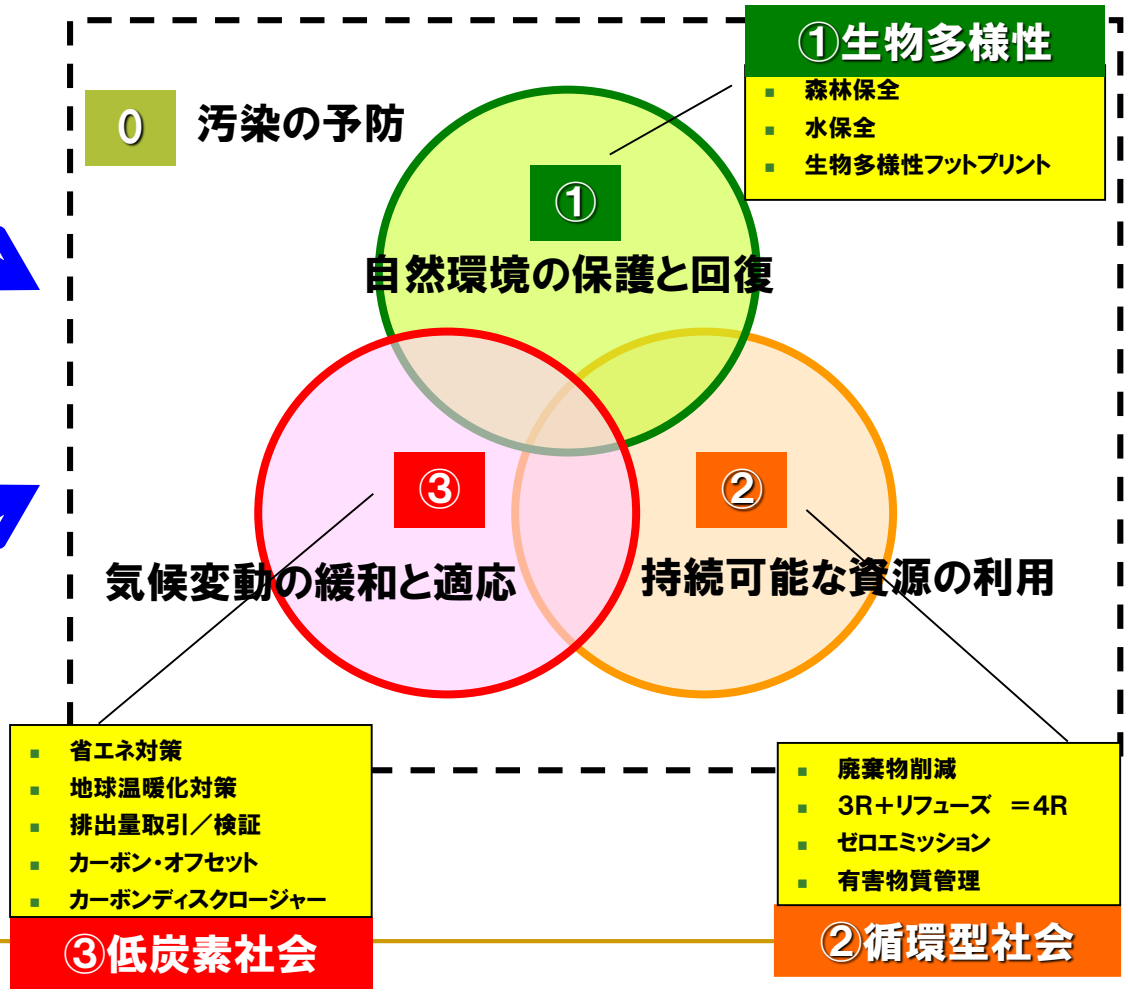
■ **環境影響（3.2.4） environmental impact**

- 有害か有益かを問わず、全体的に又は部分的に組織（3.1.4）の環境側面（3.2.2）から生じる、環境（３．５）に対するあらゆる変化。

「環境影響」について（「環境」の範囲拡大）

- **典型7公害（1970年代）**
 - 大気汚染
 - 水質汚濁
 - 地盤沈下
 - 騒音
 - 振動
 - 悪臭
 - 土壌汚染
- **9大環境問題（1990年代）**
 - オゾン層破壊
 - 地球温暖化
 - 酸性雨
 - 海洋汚染
 - 熱帯雨林減少
 - 野生生物の減少
 - 砂漠化
 - 有害廃棄物の越境移動
 - 途上国の公害問題

■2010年代　ISO26000「環境」



ⓒ日本能率協会

環境意識向上

管理できる環境側面例 《A.6.1.2》

- 大気への放出
- 水への排出
- 土地への排出
- 原材料及び天然資源の使用
- エネルギーの使用
- 排出エネルギー（たとえば、熱、放射、振動(騒音)、光）
- 廃棄物及び／又は副産物の発生
- 空間の使用

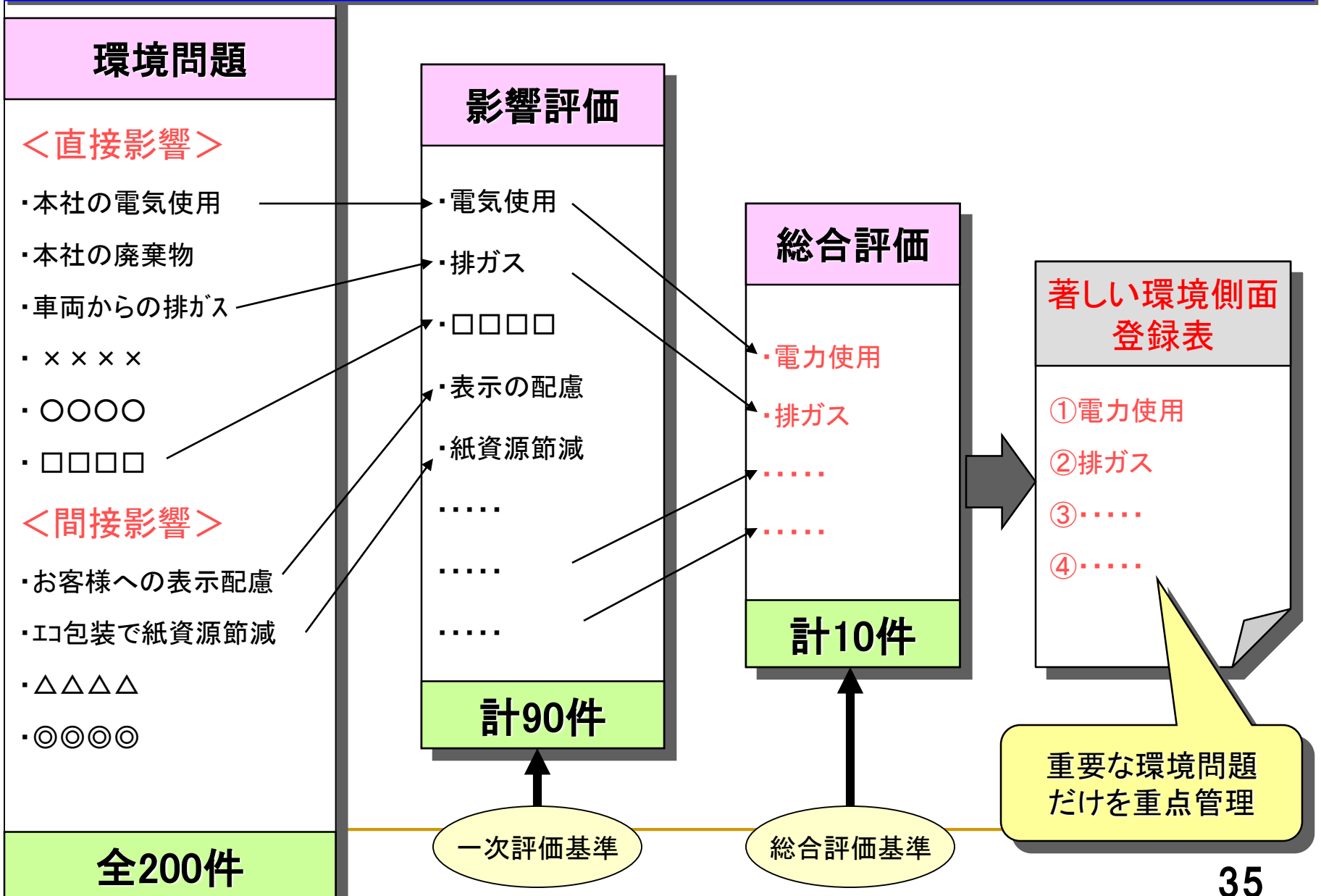
影響を及ぼすことができる環境側面例 《A.6.1.2》

- 設計及び開発
- 製造プロセス
- 包装及び輸送
- 請負者(contractors)及び供給者(suppliers)の、環境パフォーマンス及び業務慣行
- 廃棄物管理
- 原材料及び天然資源の採取及び運搬
- 製品の流通、使用及び使用後の処理
- 野生生物及び生物多様性(biodiversity)

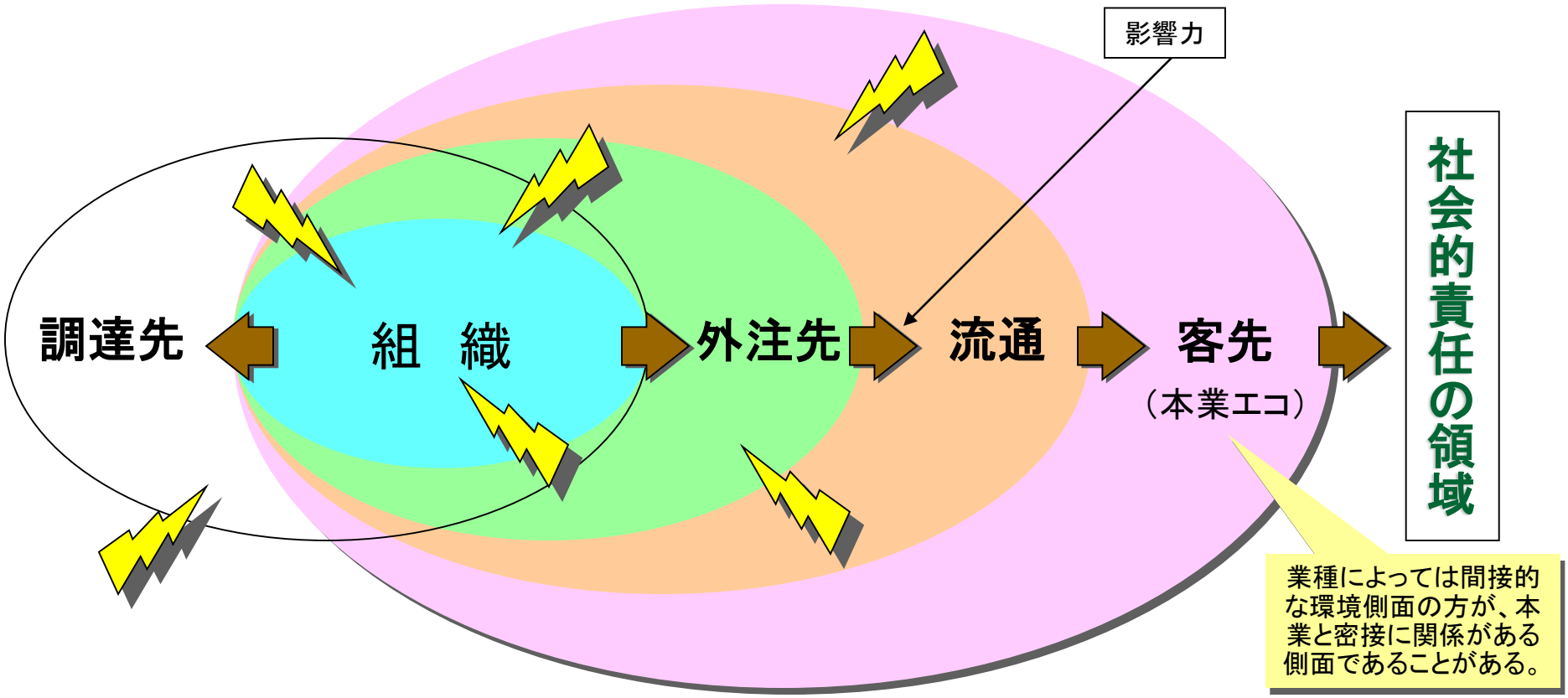
環境側面と環境影響の関係（例）

環境側面（原因）	環境影響（結果）
有害な環境側面	有害な環境影響
CO2の排出	地球温暖化
フロンの漏洩	オゾン層破壊
ダイオキシンの排出	生態系への影響
有益な環境側面	有益な環境影響
廃棄物の分別管理	資源の有効利用（促進）
植林活動	地球温暖化の抑制
有害物質の使用禁止	生態系への影響の緩和

環境影響評価のイメージ



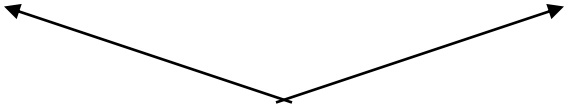
影響を及ぼすことができる（間接管理できる）範囲





有害な環境側面／有益な環境側面

	有害な環境側面	有益な環境側面
直接的に管理できる環境側面	設備の電力消費	設備切替時に省エネ型の採用、又はその配慮
間接的に管理できる環境側面	客先で廃棄時に製品から鉛が漏洩、又はそのリスク	設計時に「無鉛ハンダ」の採用、又はその配慮



有益と有害は常に表裏の関係

環境側面と環境パフォーマンスの例

環境側面	環境影響	環境パフォーマンス
電力の使用	地球温暖化の進行	●電力使用量削減が目標なら… 電力使用量、CO2排出量 ●省エネ意識向上が目標なら… 研修受講者人数、試験得点

環境側面	環境影響	環境パフォーマンス
設計時にフロンを全廃	廃棄時に廃製品から フロン漏洩リスクの抑制	●××年まで全廃が目標なら… 使用量、削減量 ●ノンフロン技術開発が目標なら… 開発費用、不使用製品数

定義

活動の環境側面

- 製造業：製品をつくる活動
- サービス業：サービスを準備し提供する活動

製品の環境側面

- 製品に付随する環境側面
- 例えば、工場から出荷された製品の配送時の「排気ガス」であったり、またはその製品使用時の「待機電力の使用」や、廃棄時の「有害物質の漏洩」が代表的な環境側面
- これらは開発・設計・計画段階での環境側面と言える　⇒有益な環境側面と関連

サービスの環境側面

- 組織が提供するサービスに付随する環境側面
- 例えば、金融機関における「環境リスクの少ない企業への融資」や自治体における「環境保護条例の制定」、設計会社の「エコに配慮した設計行為」などが代表的な環境側面
- サービス内容の計画段階での環境側面と言える　⇒　有益な環境側面と関連

製品の環境側面例

第1-2-3表　環境設計を実現する製品設計の例

リサイクル可能性	耐久性の向上	利用密度の向上	物質・エネルギー集約度の低減
構造の単純化、 部品数の削減 規格・標準化 運搬、回収性設計	メンテナンス、修理可能な設計 アップグレード可能な設計 頑丈かつ信頼性の高い設計 リユース設計 洗浄・検査の容易化 適正品質設計 寿命設計	共同利用可能な設計 多機能化（複数の機能を少ない機器や装置に集約） リース・レンタル設計	従前の機能を保持した製品の小型化・薄型化 部品数の軽量化 過剰包装の削減 共同利用が可能な設計
高互換性化、易分解性の向上 部品の継続利用		モジュール化設計	

資料：環境庁

第1-2-4表　ソフト化経済センターによるサービス産業のエコ機能と業種例（品質月間委員会で一部変更）

機能分類	説　明	産業の例示
①本業エコ	廃棄物処理やリサイクルなど、業務そのものが環境保護的	環境計量証明業、廃棄物処理業、古紙回収業、DIY、リサイクル店、生活協同組合、造園業、靴修理業
②努力エコ	省エネやリサイクル、廃棄物削減などの企業努力で、環境保護に貢献している	駐車場、ドーム型競技場、公衆浴場、火葬場、ビル管理業、宅配業、外食産業、クリーニング
③提案エコ	生活者にエコロジカルなライフスタイルを設計、提案することにより、環境保護に貢献する	旅行業、ホテル、総合商社、広告代理店、書店、不動産、グリーンレンタル
④体験エコ	レジャー等、生活者に非日常的な場面でエコロジカル・ライフを体験させ、環境保護の啓蒙に貢献する	動物園・水族館、博物館、キャンプ、クアハウス、フィットネスクラブ、マリンスポーツ
⑤販売エコ	地球環境に優しい商品を扱ったり、エコロジカルなイベントやプロモーションを行っている	百貨店、総合スーパー、コンビニ、弁当産業、パチンコ、ゴルフ場、損害保険、ペット関連ビジネス、通信販売

出典：サービス業のISO　品質月間委員会

サービスの
環境側面例

6. 計画

6.1.3 順守義務

- 「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」で特定した順守義務のうち環境側面に適用されるものを決定
- 順守義務の組織への適用を検討
- PDCAに順守義務を考慮に入れる
- 文書化を要求

6. 計画

6.1.4 取り組みの計画策定

- 「著しい環境側面」、「順守評価」、「リスク及び機会」への取り組み
- 取り組みのシステム又は他の事業プロセスへの統合・実施
- 取り組みの有効性の評価

6. 計画

6.2.1 環境目標

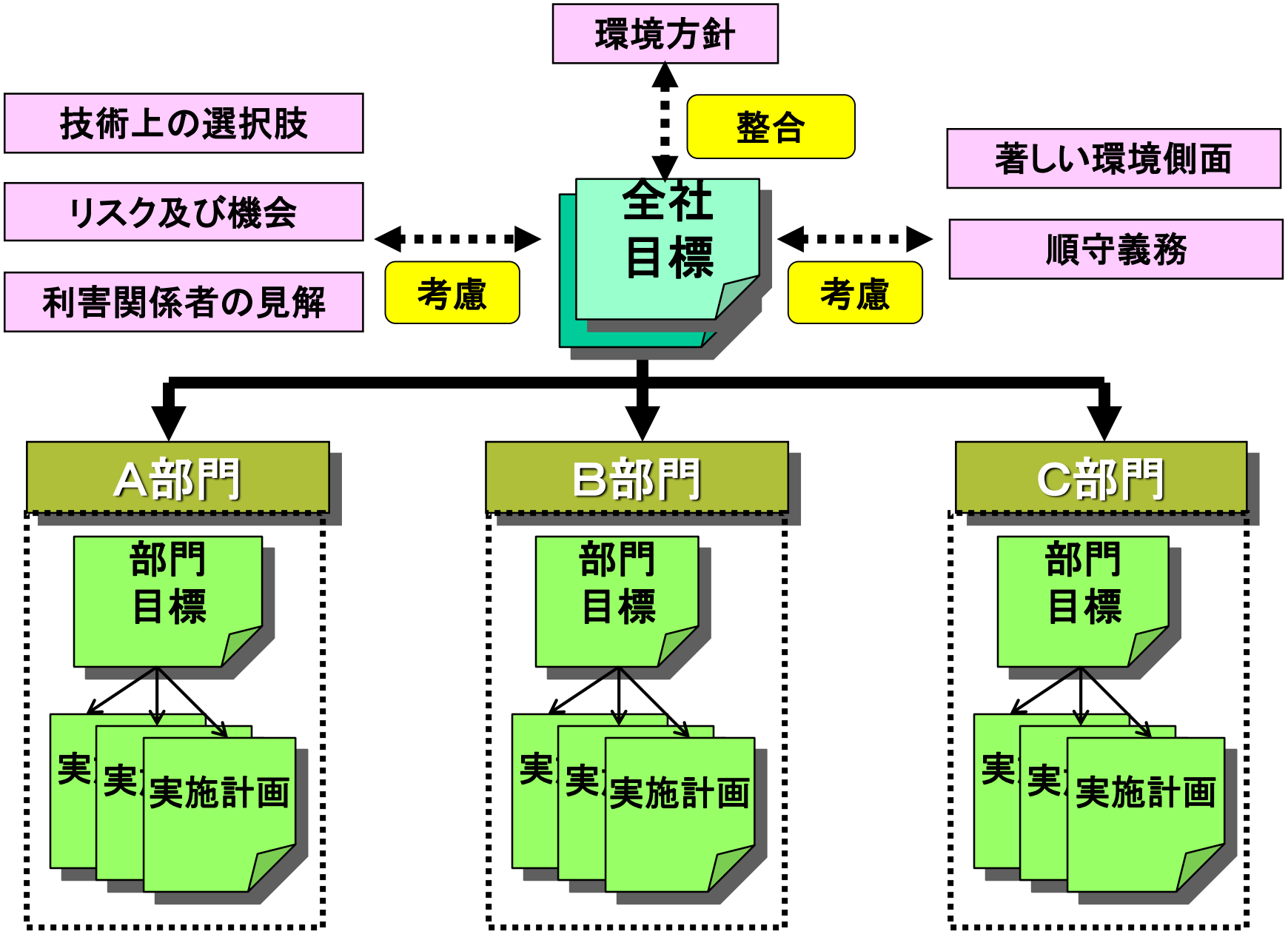
- 環境方針と整合している。
- （実行可能な場合）測定可能である。
- 監視する。
- 伝達する。
- 必要に応じて，更新する。

6. 計画

6.2.2 環境目標を達成するための取り組みの計画策定

- 実施事項
- 必要な資源
- 責任者
- 達成期限
- 結果の評価方法。これには，測定可能な環境目標の達成に向けた進捗を監視するための指標を含む（9.1.1 参照）。

環境目標及びそれを達成するための計画



ISO14001:2015　規格要求事項の概要

7　支援

- 7.1　資源
- 7.2　力量
- 7.3　認識
- 7.4　コミュニケーション
 - 7.4.1　一般
 - 7.4.2　内部コミュニケーション
 - 7.4.3　外部コミュニケーション
- 7.5　文書化した情報
 - 7.5.1　一般
 - 7.5.2　作成及び更新
 - 7.5.3　文書化した情報の管理

必要な資源を決定し、提供すること

必要な力量を決定し、教育訓練のニーズを決定

8　運用

- 8.1　運用の計画及び管理
- 8.2　緊急事態への準備及び対応

ライフサイクルの視点が追加

9　パフォーマンス評価

- 9.1　監視、測定、分析及び評価
 - 9.1.1　一般
 - 9.1.2　順守評価
 - 9.2.1　内部監査
 - 9.2.2　内部監査プログラム
 - 9.3　マネジメントレビュー

パフォーマンスを分析し、評価することが必要

10　改善

- 10.1　不適合及び是正処置
- 10.2　継続的改善

7. 支援

7.1 資源

組織はEMSの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源を決定し、提供

⇒資源とは、人的資源、専門的な技能、インフラストラクチャ、情報

⇒資源の妥当性は、マネジメントレビューへのインプット情報に考慮

7. 支援

7.2 力量

組織は次の事項を実施

- 組織の管理下で行う人に必要な力量を決定
- 教育、訓練又は経験に基づいて力量の保有を確実にする
- 教育訓練のニーズを決定
- 処置をとった場合、有効性を評価

7. 支援

7.3 認識

組織は認識を持つことを確実にする

- 環境方針
- 自分の業務に関係する著しい環境側面、環境影響
- EMSの有効性に対する自らの貢献
- 要求事項に適合しない事の意味

7. 支援

7.4 コミュニケーション

7.4.1 内部コミュニケーション

7.4.2 外部コミュニケーション

⇒利害関係者を念頭に、コミュニケーションを計画

⇒継続的改善への寄与を可能にする事を確実に

⇒環境報告書、HP、工場見学会、国・自治体への届け出

8. 運用

8.1 運用の計画及び管理

- プロセスに関する運用基準を設定
- 運用基準に従った、プロセスの管理の実施
- 計画した変更を管理、意図しない変更によって生じた結果をレビュー
- 外部委託したプロセスが管理されている事
- ライフサイクルの視点を重視

8. 運用

8.2 緊急事態への準備及び対応

- 6.1.1(計画）で特定した緊急事態への準備及び対応のために必要なプロセスを確立
- 実行可能な場合には、計画した対応した処置を定期的にテストする
- 定期テスト、緊急事態の発生後には、プロセス及び対応処置をレビューし、改訂
- 必要に応じて関連情報・教育訓練を提供
- 文書化した情報を維持

⇒火災の発生等だけではなく、幅広い緊急事態の想定が必要

9. パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 一般

- 監視及び測定が必要な対象を決定
- 監視、測定、分析及び評価の方法を決定（該当する場合）
- 評価基準及び指標の決定
- 監視及び測定の実施時期
- 監視及び測定結果の分析及び評価の時期
- 校正、検証された機器の使用（必要に応じて）
- 文書化した情報を保持

9. パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.2 順守評価

- 順守を評価する頻度を決定
- 順守を評価し、必要な場合には処置
- 順守状況に関する知識及び理解を維持
- 評価結果の文書化した情報を保持

9. パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.2 順守評価

⇒コンプライアンスを確実にする枠組みを提供

- 4.2 利害関係者のニーズ、6.1.3 順守義務⇒順守義務を明確化
- 7.2 力量⇒業務に携わる人に力量を備える事を要求
- 7.3 認識⇒順守義務を満たさない事の意味を認識
- 8.1 運用の計画及び管理⇒順守義務を満たした運用
- 9.1.2 順守評価⇒最後の砦

9. パフォーマンス評価

9.2 内部監査

9.2.1 一般

9.2.2 内部監査プログラム

- 内部監査プログラムを確立し、実施し、維持する
- 監査基準及び監査範囲を明確にする
- 客観性及び公平性を確保し、審査員を選定
- 監査の結果を管理層に報告
- 結果を文書化した情報として保持

9. パフォーマンス評価

9.3 マネジメントレビュー

マネジメントレビューは下記を考慮する

- 前回までのﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄﾚﾋﾞｭｰの結果、とった処置の状況
- 「課題、順守義務、利害関係者のニーズ・期待、著しい環境側面、リスク及び機会」の変化
- 目標の達成程度
- 環境パフォーマンスに関する情報
- 資源の妥当性
- 苦情を含む利害関係者からのコミュニケーション
- 継続的改善の機会

9. パフォーマンス評価

9.3 マネジメントレビュー

マネジメントレビューのアウトプットは下記を含める

- EMSが適切、妥当かつ有効である事に関する結論
- 継続的改善の機会に関する決定
- 資源を含む変更の必要性に関する決定
- 環境目標が達成されていない場合の処置（必要な場合）
- 他の事業プロセスへのEMSの統合を改善するための機会（必要な場合）
- 戦略的な方向性に関する示唆

文書化した情報を保持

10. 改善

10.1 一般

10.2 不適合及び是正処置

- 不適合が発生した場合、下記の事項を行う
 - 不適合を管理し、修正するための処置をとる
 - 不適合によって起こった結果に対処する
- 不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価
 - 不適合をレビュー
 - 不適合の原因を明確化
 - 類似の不適合の有無、又はそれが発生する可能性を明確化
- 必要な処置の実施、是正処置の有効性をレビュー
- 必要な場合はEMSの変更
- 文書化した情報を保持

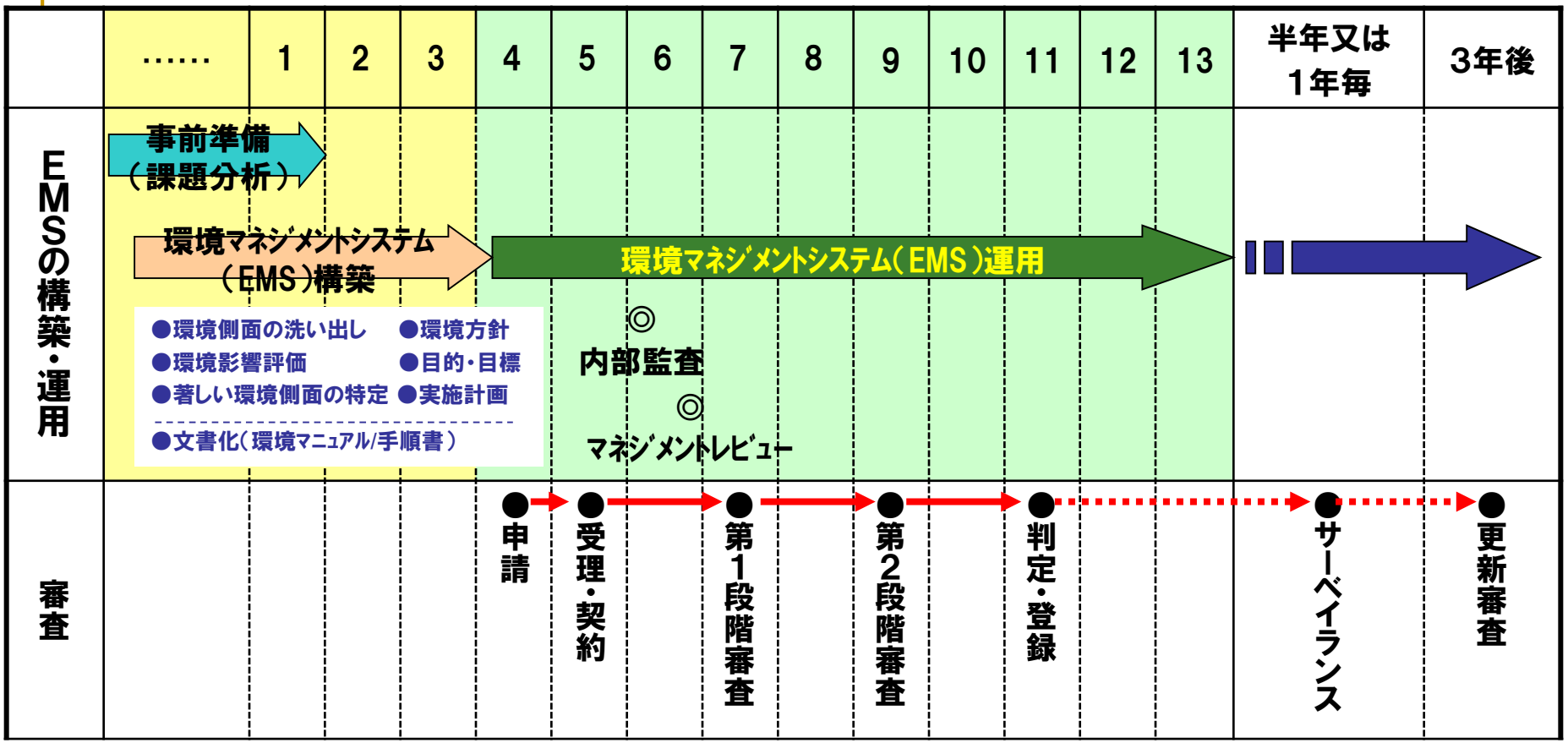
10. 改善

10.3 継続的改善

- 環境パフォーマンス向上のためEMSの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善する必要がある

3．認証取得までの流れ

ISO14001認証取得までのスケジュール（例）



適用範囲設定の考え方

適用サイト及び対象人員

- 物理的なサイトである、工場、支社、支店、営業所などを明記
- 一部部門が近隣の賃貸オフィスなどに入居している場合はそれを漏れなく記述
- 除外する組織等がある場合はそれも明記する

適用する製品及びサービス

- 環境側面の特定をはじめ環境マネジメントシステムが対象とする製品及びサービスを明確にする
- ここで、明確にした製品及びサービスは、影響を及ぼせる環境側面の重要な特定対象であるので、十分に検討して適用範囲を決定し明確化する

適用管理範囲

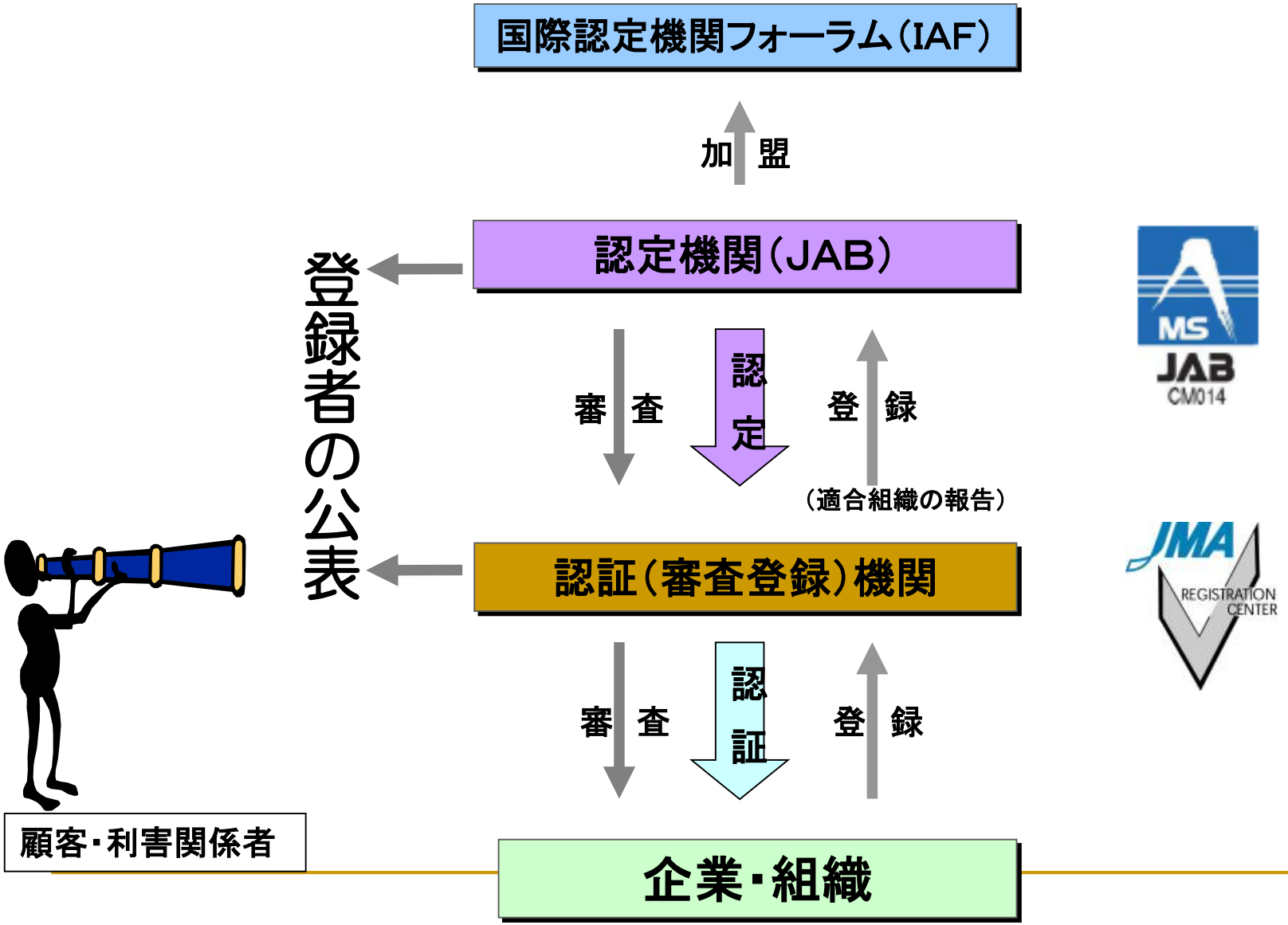
- 影響を及ぼせる関連会社、子会社、委託会社、あるいは親会社などに関して、組織が管理する境界を明確にする
- たとえば、製品輸送を子会社の物流会社に委託している場合の物流管理に関する境界を明示するなど

4. 審査登録の流れ

第三者審査登録制度とは？

- 組織が、ISO9001や14001の規格に合致した仕組みを持ち活動を行なっているかどうかを、
- 組織自身やその顧客でない第三者が、審査し、登録し、公表する制度
- 環境保全、汚染防止の仕組みを有し、維持していることを、①客観性、②透明性、③公平性の点から、顧客や社会に対し信頼をあたえることができる。

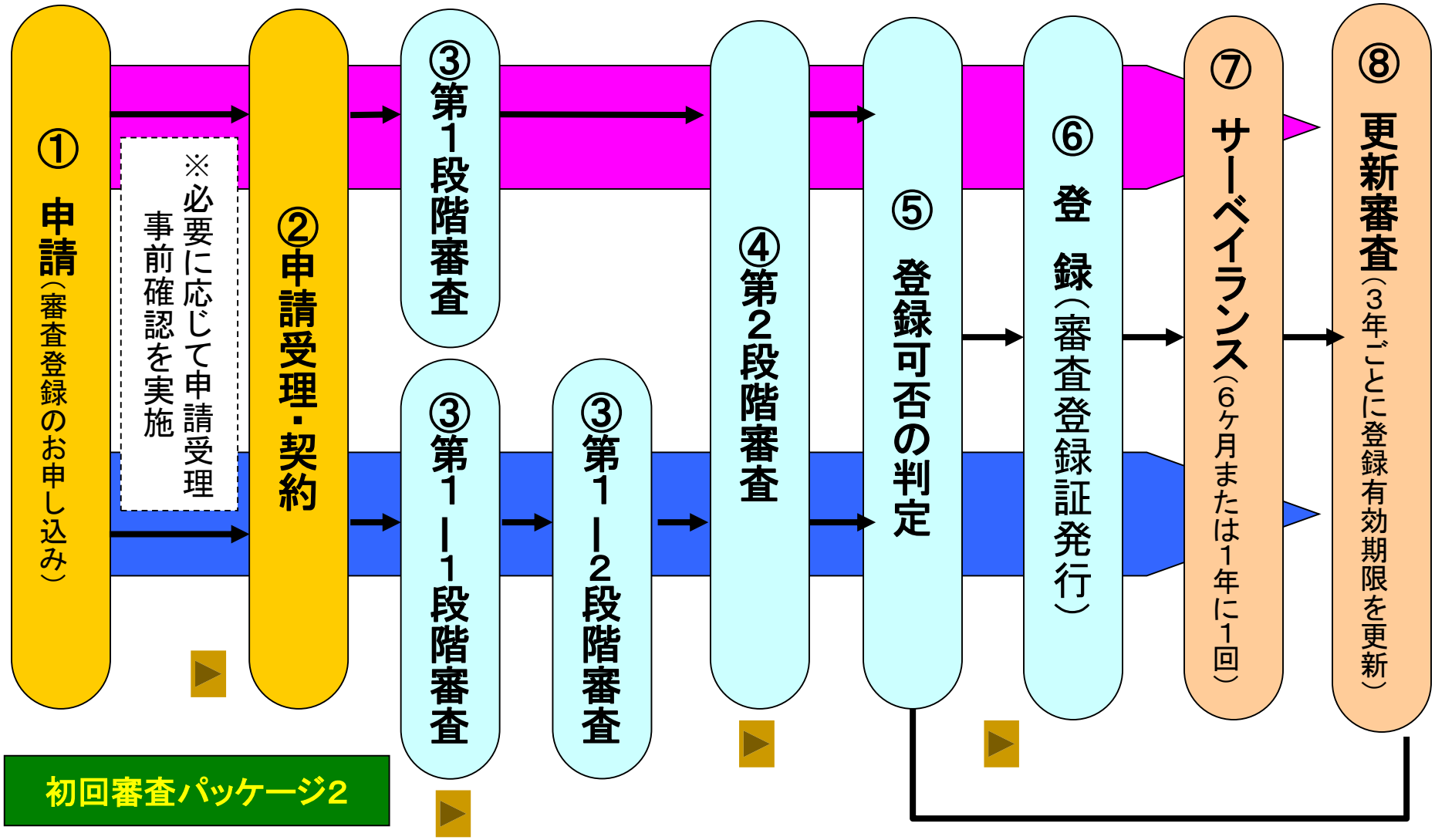
ISO適合性評価（第三者認証）制度のスキーム



ISO14001　審査登録標準フロー

初回審査パッケージ1

申請から登録まで約8ヶ月前後



初回審査パッケージ2

②申請受理・契約

当センターでは、ご提出いただいた申請書、申請時アンケートや添付資料の記載事項・内容を確認し、申請書の受理可否を決定いたします。決定のための確認項目は次のとおりです。

＜申請書 確認項目＞

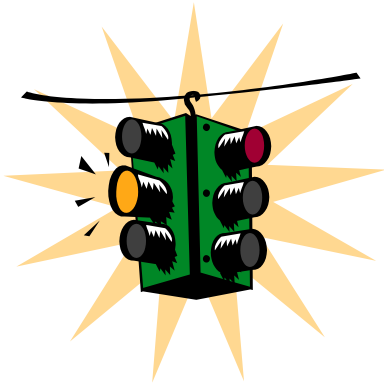
①申請書に記載もれはないか。
②申請書添付資料（申請時アンケート（初回審査時）、EMS環境影響の度合い別分類申告書（EMS・初回審査時）、移転審査調査票（移転登録時）、審査対象組織所在地図等）は添付されているか。
③記載された審査登録希望範囲は審査可能な範囲設定であるか。
④2つ以上の法人が審査対象に含まれる場合の4つの条件をすべて満たしているか。
⑤申請対象組織の分野が承認分野であっても当該組織及び関係組織が39O91(91.31)（宗教組織の活動）及び／又は 39O91(91.32)（政治組織の活動）の活動を行っているか。
⑥多数サイトを有する組織の場合の6つの条件(審査登録ｼｽﾃﾑｶﾞｲﾄﾞ参照)をすべて満たしているか。
⑦申請内容に対し、当センターにそれを実現する資源を含む能力があるか。
⑧申請者の審査希望時期に、当センターが対応できるか。

※必要な場合、**「申請受理事前確認」**を実施する場合がございます。実施する内容などにつきましては、**“審査登録システムガイド”**をご参照ください。

③第１段階審査（ﾊﾟｯｹｰｼﾞ1の場合）

第１段階審査とは？

・審査対象組織の敷地内で実施する審査



目的は？

・EMSの構築状況の確認

・第２段階審査にむけた準備状況の確認

第1段階審査の実施条件！

i）文書化されたEMSが構築・制定され、運用されていること。なお、文書化されたEMSには規格要求事項の全ての手順が含まれていること。

ii）内部監査およびマネジメントレビューが、1回以上行われていること。

③第１段階審査（ﾊﾟｯｹｰｼﾞ1の場合）

●審査の内容は？

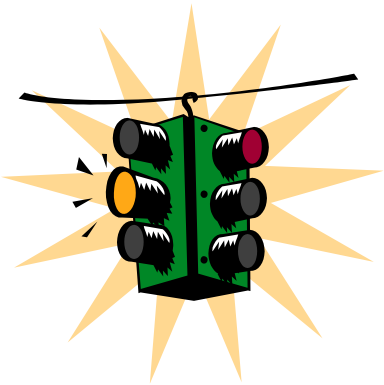
1. 文書化されたマネジメントシステムの規格適合性評価
2. 追加文書の必要性の確認。
3. 環境側面及び環境影響の確認。
4. 特定された著しい環境側面の確認。
5. 環境方針を実現するEMSの妥当性確認。
6. 内部監査が実施され、その手順が有効であることの客観的証拠の確認及び評価。
7. マネジメントレビューが1回以上行われていることの客観的証拠の確認。
8. マネジメントシステム運用開始後に申請者が確認しているすべての不適合の詳細内容確認。
9. マネジメントシステム運用開始後にとられた是正処置・予防処置の確認。
10. 申請者に必要なライセンス及び許認可に関する要求事項の確認。
11. 申請者の規定要求事項（法的要求事項を含む）への適合性を示す記録の確認。
12. マネジメントシステムに関するあらゆるコミュニケーション記録及びそれらに対してとられた処置の記録確認。
13. 第2段階審査の準備状況及びｽｹｼﾞｭｰﾙの検討

③第１段階審査（ﾊﾟｯｹｰｼﾞ2の場合）

第１段階審査とは？

目的は？

※ﾊﾟｯｹｰｼﾞ1に同じ



第1-1段階・第1-2段階審査の実施条件！

i)文書化されたEMSが構築・制定され、運用されていること。なお、文書化されたEMSには規格要求事項の全ての手順が含まれていること。

ii)内部監査およびマネジメントレビューが、1回以上行われていること。

③第１段階審査（ﾊﾟｯｹｰｼﾞ2の場合）

●第1－1段階審査の内容は？

第1-1段階審査では、下記に示す事項の確認を主体として行います。

1. 環境方針および環境目的・環境目標に一貫性があるか。
2. 組織の活動を考慮した場合、環境目的・環境目標が効果的な設定となっているか。
3. 環境側面抽出評価の手順が妥当かどうか。
4. 環境側面抽出評価手順とその結果に矛盾はないか。
5. 内部監査は効果的に実施されたか。
6. マネジメントレビューは効果的に実施されたか。

●第1－2段階審査の内容は？

第1-2段階審査では、下記に示す主な事項の確認を行います。

1. 文書化されたマネジメントシステムの規格適合性評価
2. 追加文書の必要性の確認。
3. 環境側面及び環境影響の確認。
4. 特定された著しい環境側面の確認。
5. 環境方針を実現するEMSの妥当性確認。
6. 内部監査が実施され、その手順が有効であることの客観的証拠の確認及び評価。
7. マネジメントレビューが1回以上行われていることの客観的証拠の確認。
8. マネジメントシステム運用開始後に申請者が確認しているすべての不適合の詳細内容確認。
9. マネジメントシステム運用開始後にとられた是正処置・予防処置の確認。
10. 申請者に必要なライセンス及び許認可に関する要求事項の確認。
11. 申請者の規定要求（法的要求など）への適合性を示す記録の確認。
12. マネジメントシステムに関するあらゆるコミュニケーション記録及びそれらに対してとられた処置の記録確認。

④第２段階審査

＊第2段階審査は、第1段階審査後、おおよそ2-3ヶ月以上の運用の後に実施します！

第２段階審査とは？

・規格適合性評価を行う審査

目的は？

・登録可否に関する評価　(最終判定は、判定委員会)

ポイント１

・適用サイトが多数存在する場合、サンプリングを行います。

④第2段階審査

●審査の内容は？

1. 確立されたマネジメントシステムの規格適合性評価と運用状況（パフォーマンスを含む）の確認。
2. 環境側面及び環境影響の確認。
3. 特定された著しい環境側面の確認。
4. 環境方針を実現するEMSの妥当性を運用状況（パフォーマンスを含む）からの確認。
5. 方針に対する経営者の責任の確認。
6. 内部監査の手順が有効であることの客観的証拠による確認。
7. マネジメントレビューが有効であることの客観的証拠による確認 。
8. 是正処置・予防処置の確認とそのフォローアップ状況の確認 。
9. 申請者の規定要求（法的要求を含む）への適合性を示す記録の確認 。
10. マネジメントシステムに関するあらゆるコミュニケーション記録及びそれらに対してとられた処置の記録確認。
11. 第2段階審査において不適合が懸念される事項への対応結果の確認。

第2段階審査スケジュール例

第1段階審査の実施条件！

・内部監査が1回以上実施され、記録を検証できること。

・マネジメントレビューが1回以上実施され、記録を検証できること

第2段階審査の実施条件！

・第1段階審査で指摘された不適合事項に対する是正処置が完了していること。

審査スケジュール例	1日目					2日目		
リーダー	初回会議	経営者審査	部門審査	現場・施設巡視	日々会議	部門審査	審査員打合せ	最終会議
メンバー		部門審査	部門審査			部門審査		
メンバー		部門審査	部門審査			部門審査		

⑤判定委員会

各界から選任された「判定委員」が公平かつ客観的に判定　・判定委員会当日に即結果をご連絡します。

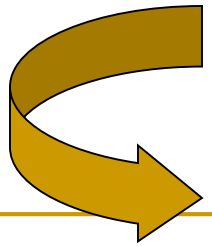
⑥登録

●JMAQAから登録者へ発行

- 「審査登録証」額縁つき
- 「登録通知書」
- 「登録ロゴマーク」、「認定マーク」　など

ポイント

- 登録日は「判定委員会で「登録可」と判定された日」
- 有効期限は「登録日から3年間」
- ｻｰﾍﾞｲﾗﾝｽは第2段階審査最終日が基点。なお、登録後の最初のｻｰﾍﾞｲﾗﾝｽは、第2段階審査最終日から10～12ヶ月後で行います。



登録したことを外部に公示できます

- 会社案内
- 名刺
- 各種宣伝資料など

審査の進め方-1

- 審査は、「適合性の検証」

 検証：**客観的証拠**を提示することによって，規定**要求事項**が満たされていることを確認すること。
 （JISQ9000:2015　3.8.12）

審査の進め方-2

①貴社のルールはどのようになっていますか？
　⇒審査員による**要求事項**に関する質問
②結果を見せてください。
　⇒　受審者による**客観的証拠**の提示

要求事項：
①規格（ISO14001）
②貴社のマニュアル・手順
③顧客要求事項
④法令・規制要求事項

客観的証拠：
①システム文書
②記　録
③現　場
④現　物

審査では、

①要求事項が満たされていない状態や、自社の手順を守っていないことが審査で確認された場合には、審査員が「不適合」を指摘する。

②組織がその「不適合」同意した場合には、組織は“是正処置”を行う。

③審査員がその“是正処置”が妥当であることを確認すると、指摘の「是正処置」の完了となる。

④審査によるすべて「不適合」に対する是正処置が完了した時点で、判定委員会へ、登録可、維持可、更新可を上申する（報告書の作成・提出）

「不適合」のレベル、「第2段階審査において不適合が懸念される事項」、「観察事項」について

1. 不適合

1－1. 重欠点（重大な不適合）

①EMSに重大な影響を及ぼす不適合

②有害な環境影響を及ぼす可能性の高い不適合

③重大な法規制違反につながると判断できる状況

1－2. 軽欠点（軽微な不適合）

上記重欠点以外の不適合

※但し、第1段階審査では下記基準適用する。（重・軽の判断はしない）

●内部監査、マネジメントレビューが全く実施されていない。

●規格で要求されている“文書化された情報”の欠落。

2. 第2段階審査において不適合が懸念される事項（第1段階審査のみ）

本事項は、第2段階審査において不適合となりうる客観的事実のこと。具体的には下記の通り。

①第1段階審査の時点で、要求事項が満たされていない事項（第1段階審査での不適合を除く）

②客観的事実に基づく不適合の発生が予想されるマネジメントシステム上の事項

これらの事項は「第1段階審査での所見」に記述され、第2段階審査までに対応を要請します。

3. 観察事項

①客観的事実に基づくシステム上の改善事項。

②客観的事実に基づく不適合の発生が予想されるシステム上の事項。

5. 審査登録機関の選び方

審査登録機関選定のポイント（1）

■ バックボーンは？

① マネジメント系（JMAQA）

② 業界系　　③ 検査系

④ 外資系　　⑤ その他

※試験・検査機関を母体とした審査機関は②③が多い

■ 方針は？

■ 認定分野は？

■ 費用は？

■ 審査員は？

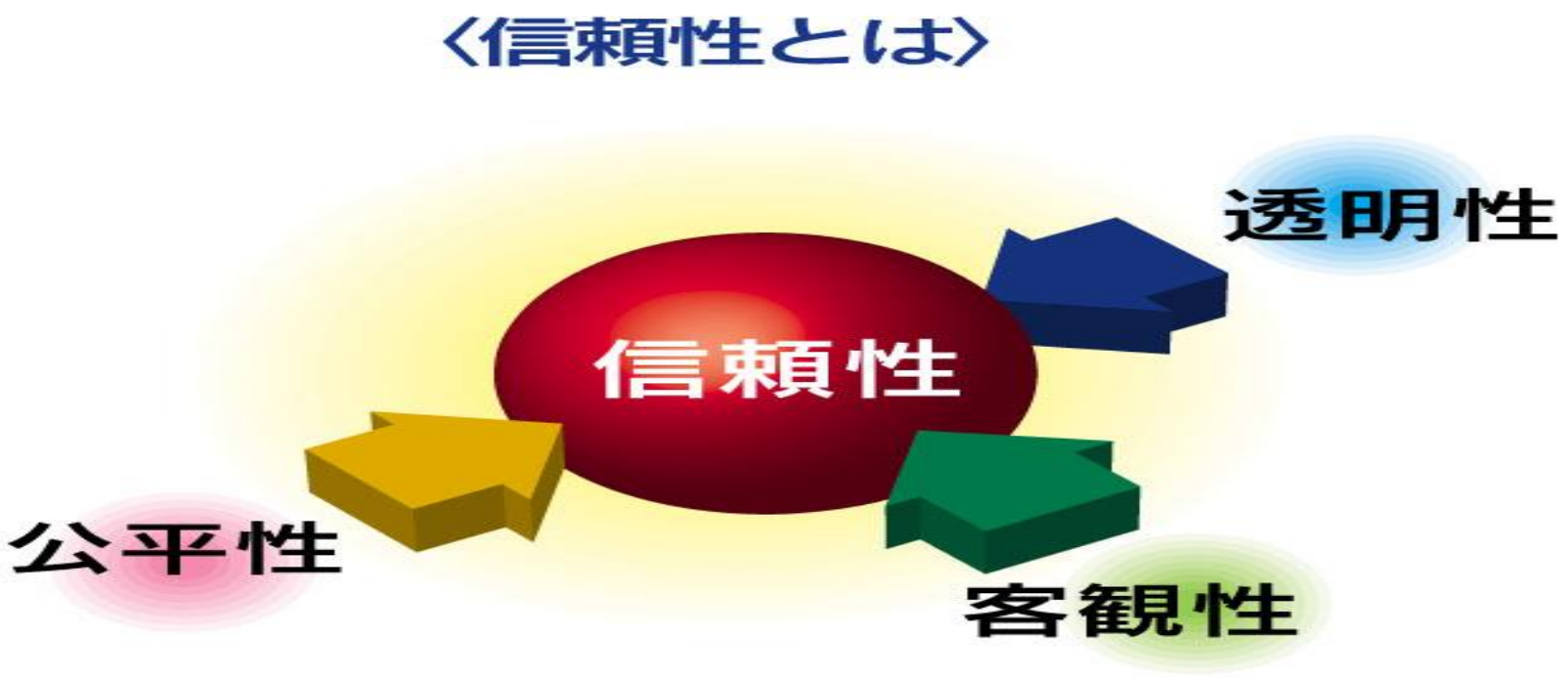
■ 実績は？

■ 評判は？

審査登録機関選定のポイント（2）

第三者審査登録制度の基本的精神

顧客・利害関係者への信頼性の提供



審査する側が、審査される側からも審査を依頼する側からも
独立しており、いかなる利害関係にも左右されない

6. JMAQAの特徴

JMAQAが考える“・環境マネジメントシステム(EMS)構築し、ISO14001認証取得する”とは

- 経営トップを始めとする全社的活動としての「環境マネジメントシステム」づくり
- 「自社の身の丈に合った」プロセス重視・現場一体型のEMSに
- 単なるのためだけでなく「利益に直結するEMS」に
- 「マネジメント革新の道具」としての経営体質・業務改善を促すEMSに
- 環境マネジメントシステムのレベル向上・継続的改善が「有効に機能するEMS」の構築・運用
- アカウンタビリティーを重視したEMS実現
- 統合マネジメントシステムに関する動向を先取りするEMS

JMAQAの基本ポリシー

- 母体法人JMAで培われたマネジメント思想・技術を踏まえた「真に役立つマネジメントシステム」構築・維持を促進する審査
- “よい経営”の実現に役立つ審査活動

ＪＭＡＱＡ審査の特徴（1）

● 経営専門団体が設立した審査登録機関

- マネジメントシステム重点主義：
 枝葉末節にこだわらない、経営革新につながる審査により、経営者の皆様から高い評価を得ております。
- 経営者審査に十分な時間を配し、
 各組織個有のマネジメント思想を尊重します。
- 改善に役立つ、充実した審査報告書を提供します。
- 実践的かつ効果的な審査を実施致します。

⇒これからは、ISOで戦略的に経営基盤を築く時代。

ＪＭＡＱＡ審査の特徴（２）

● 「第三者審査登録制度」の基本的精神を厳守

◆透明性・公平性・客観性を重視し、顧客や利害関係者の信頼を高める厳正な審査に努めています。

◆特定業種に偏らず 中立・公正な立場を堅持しています。

◆サービス産業の審査を積極的に推進しており、非メーカーの登録が48%を占めています。

◆数人から10万人まで、様々な規模の組織の実績があります。

ＪＭＡＱＡ審査の特徴（３）

● 高度な専門知識と審査技術を備えた審査員

◆ 審査員は、厳しい採用基準で選抜し、育成しています。

◆ 独自の厳しい評価・育成制度により、常に審査技術のレベルアップをはかっています。

◆ パフォーマンス向上をめざす視点で、継続的改善につながる指摘を行います。

◆実地審査は同一メンバーで編成し、審査基準の一貫性を確保します。

ＪＭＡＱＡ審査の特徴（４）

● 取得後の改善に役立つ審査登録機関

◆取得後においてのマネジメントシステム本質・“継続的改善”に役立つ

◆組織の地に足のついた改善内容を促す

◆母体法人JMAで培われたマネジメント思想・技術をふまえ、認証取得後において、実際に組織の改善活動に役立つ構築・維持を促進

ＪＭＡＱＡ審査の特徴（５）

- ISO9001とISO14001の統合審査（複合審査）を実施

ISO 9001／14001　統合審査

複合審査

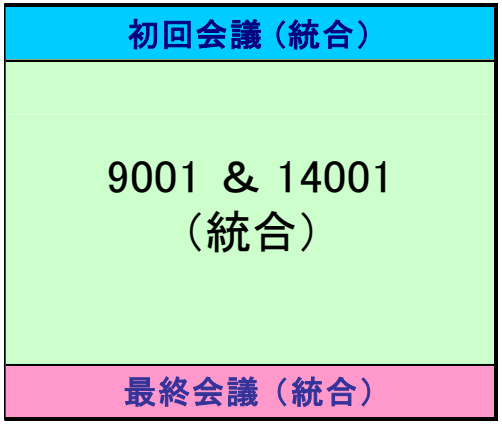
- 1人のチームリーダー
 単一の審査チーム
- 一連の審査活動を統合して行う

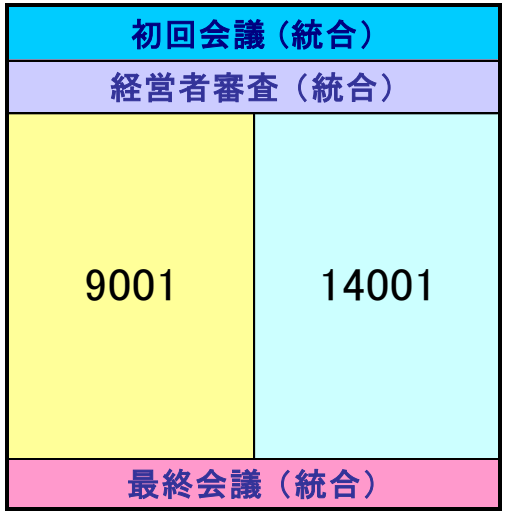
併行審査

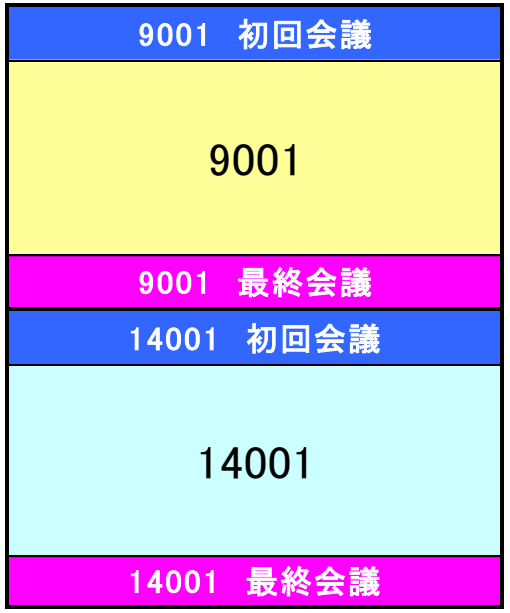
- 個別の審査チーム
- 同一日程での審査
- 初回会議・最終会議
 共通審査可能な事項は統合

連続審査

- 個別の審査チーム
- 連続した日程での審査
- 個別の審査活動







その他のサービス

- 「審査の基本的考え方」「規格解釈」の発行
- 「実践導入マニュアル」シリーズの発刊
- 「事例研究会」の開催
- 「規格移行説明会」の開催
- 登録者向けセミナー、相談会の開催

良い経営の実現に役立つ審査活動をめざします。

- **環境という要素が根付いた経営、すなわち「環境経営」を促進する審査を行ないます（EMS審査）。**

①設計・開発、生産技術、設備管理、購買などの各部署の「機能」に対応する環境側面を重視した審査を行ないます。「ゼロエミッション」を究極の目的とするパフォーマンスの継続的改善につながる審査を実現します。

②環境に対するリスクがマネジメントされているかを重点審査することにより、リスクの未然防止に役立つ審査を行ないます。

③有益な環境影響を生じる環境側面にも注目した審査を行います。

お問い合せは

一般社団法人日本能率協会　審査登録センター
（略称：JMAQA）

担当：CS・マーケティング部

（東京）TEL　03-3434-1446（直通）/FAX　03-3434-2086

（関西）TEL　06-4797-2247（直通）/FAX　06-4797-2248

Eメール　JMAQAinfo@jma.or.jp

HP　http://www.jma.or.jp/JMAQA/